# 大宜味村 農業委員会だより(5月号)

#### 耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

編集・発行大宜味村農業委員会 **☎**0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

# 農業委員会活動報告

今回は非農地の確認(塩屋・上原)、農地法第 3条、利用権(農地中間管理)の現地調査を 行いました。

塩屋





農地法第3条の所有権移転の確認 押川区内のシークヮーサー園地を調査しました。

#### 第 15 期 第 20 回総会議案結果報告 (平成 28 年 4 月 25 日開催)

番号	件名	件数	結果
51 号	非農地証明	1件	可
52 号	非農地通知	154 件	可
53 号	農地法第3条	2 件	可
54 号	利用権(中間管理)	1 件	可
55 号	農地法第5条	1件	可

次回の申請締切は5月10日(火)です。

「大宜味村 農業委員会だより」が第22回農業委員会だより全国コンクールで"優秀賞"を受賞。

4月5日に東京で開催された28年度全国情報会議の席上で表彰されました。

後日、4月12日に前田会長や大城事務局長ら と共に宮城功光村長を訪ね、受賞の喜びを報告 しました。





#### 耕土保全事業 今年度も継続します! ◆◆◆ 大宜味村赤土等流出防止対策協議会 ◆◆◆

緑肥による畑面被覆・心土破砕による排水改良・グリーンベルト設置等、耕土保全のための営農 対策を支援します。耕土流出が気になる方はお気軽にご相談下さい。担当:高橋(農業委員会内)



裸地は緑肥作物でカバー



ハーフソイラで雨水の浸透性向上



ベチバーで赤土流出抑止対策

## 今月の特集・農地の贈与の場合について

・ 先月(3月号)において農地の相続の際の届出を紹介しました。

農地所有者が死亡して、子ども等がその農地を相続する場合に届出を行います。(登記簿地目が山林でも現況地目が農地であれば届出が必要になるので農業委員会でご確認下さい。)

また、生前に農地を譲る場合は贈与になります。

贈与の場合は、農地法第3条による許可申請が必要となります。 詳細は農業委員会で説明をしますので下記までご連絡下さい。

電話: 0980-44-3477 FAX: 0980-44-3560

農地の<mark>贈与</mark>の場合は農業委員会への許可申請が必要です。



#### 産業振興課職員の紹介

今年度、村の農業振興を担当する職員を紹介します。



大城 武 課長 兼・農業委員会事務局長 課及び農業委員会事務局の統括



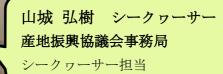
宮城 利安 農政係長 担い手育成・人農地プラン 農地中間管理事業



**宮城 翔 主事** シークヮーサー関係・畜産・ 統計関係・産業まつり

## 比嘉 一詞 主事

農地担当・園芸事業関係・鳥獣防除関係





### 照屋 一樹 産業係長

水産業・漁港の整備管理事業



#### 宮城 宏幸 主事

農道林道維持管理

· 森林保全計画 · 農林施設災害

